

フ、天道モ夫レヲ哀ビ給フラム、彼ノ死人生タリシ時ノ事ニ觸テ我ニ情ケ有キ、何ニシテカ、其恩ヲ不報ザラム、由无キ事ナ不云ソト云テ、從者共ヲ呼テ、中ノ檜桓ヲ只壞ニ令壞テ、其ヨリナム、死人車令出ケル、其後、此事世ニ聞テ、可然キ人モ、下姓ノ人モ、入道ヲ讚メ貴ケリ、實ニ此レヲ思フニ、難有ク慈悲廣大也ケル心也、天道此ヲ哀ミ給ケルニヤ、彼ノ入道ノ身ニ恙ガ无クテ、九十許ニテナム死ニケリ、其ノ子孫皆命長ガク福有テ、于今其下毛野ノ氏、舍人ノ中ニ繁昌セリ、然レバ此ヲ見聞ク人、此ヲ知テ、人ノ爲ニ情可有キ也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔明月記〕天福二年○文曆元年八月九日乙亥、御入棺○後明河日歟○中山作所方角皆塞、北一方無憚、仍被

召能真不知其字僧都長嚴僧正觀音寺邊所領、御佛事此御所依、賀茂社領可憚之由、貞應同申猶不審之由、

方違

〔貞丈雜記神佛十六〕一方違と云、たとへば明日東の方へ行かんとおもふに、東の方其年の金神に當ル歟、又は臨時に天一神、太白神などに當り、其方へ行ば凶しと云時は、前日の宵に出て、人の方へ行て、一夜とまりて、明日其所より行けば、方角凶しからず、物えたる方へ行也、方角を引たがへて行く故、方違と云也、物いまひに

〔籙中抄方違附土忌〕大將軍方三年ふたがり也、お寅卯辰年は北亥子丑方をいむべし

巳午未年は東寅卯辰方をいむべし 申酉戌年は南巳午未方をいむべし 亥子

丑年は西申酉戌方をいむべし

このふたがり方には、ちをほり、屋をつくり、家わたり、むことり、こうみ、佛供養、はかをつくことなど、みないむべし、たゞし方違つれば、いまず、又遊行のあいだは、ふるきあとをたがへず、修理をせばするなり、遊行の程は、こよみにつけたり、方違のことは、節分のまへの夜より、我家に、一夜もとゞまらず、又人の家もしは我家なれど、本所にあらざるところにては、四十五日に、一夜